

<各省各庁の長の責務>

公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

（勤務時間法第4条第1項）

勤務間インターバルの確保に係る努力義務規定の導入

勤務（※）の終了から次の勤務の開始までの間に一定の時間を確保するよう努めなければならない。

※ 超過勤務を含む。



インターバル確保に向けた取組の例

各職場における職務内容や執務体制の実情に応じた取組を検討する必要。

取組の例は以下のとおり。

- 超過勤務時間の適切な管理等を行うとともに、業務効率化等の超過勤務縮減に向けた対策を行うこと
- 早出遅出勤務の活用やシフトによる当番制とするなどして、職員間での負担分散・軽減を図ること
- 積極的にフレックスタイム制を活用することが出来る環境を整備すること
- 幹部や管理職が率先して業務効率化や部下職員の業務に係る負担軽減を図ること、フレックスタイム制の活用など柔軟な働き方を実践すること

インターバルを日々確保することが困難な場合の取組の例

上記に示すような取組を行い、インターバルを少しでも長く確保できるよう努めるとともに、職員の深刻な健康リスクを防ぐための取組も検討する必要。取組の例は以下のとおり。

- 週や月単位で目標を定め、インターバルを確保できない日が恒常的に続く状況は避けるよう努めること
- インターバルを確保できない日が一定期間続いた職員については、当該期間の終了後、心身の疲労回復を支援する努力をできる限り講じること
- インターバル確保が困難な要因や課題等を分析し、対応を検討すること